

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上を図るにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考え、迅速かつ正確な情報把握と意思決定を最重要課題としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-3】株主総会関連の日程に関する適切な設定

当社は、会計監査人および監査役会による実効性のある監査のための十分な監査期間を確保した決算日程とする観点から株主総会の開催日を設定しておりますが、いわゆる集中日での開催となっております。今後、株主との建設的な対話の充実に向け、株主総会関連の日程の適切な設定に取り組んでまいります。

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使、招集通知の英訳

当社の定時株主総会では、例年、議決権総数の約80%の行使を頂いており、株主の議決権行使を可能にする環境が整っていると考えております。また、現時点で機関投資家、海外投資家の比率は相対的に低いと判断しておりますが、機関投資家、海外投資家の比率、導入費用等を勘案し、さらに環境整備を進めるべく、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳について検討してまいります。

【補充原則3-1-2】英語での情報開示・提供

当社は、英語版のホームページを開設しておりますが、2016年3月末時点で海外投資家の持株比率は1.3%のため、英語版開示資料の作成は未実施となっております。今後、株主構成の状況、導入費用等を勘案し、英語版開示資料の作成について検討してまいります。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者計画

当社は、最高責任者等の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。人格・見識・実績を勘案して適当と認められる者の中からその人物を選定することとしております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社は、現時点では取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、定期的な各取締役への自己評価調査および社外役員の意見を踏まえて、取締役会運営の改善に努めております。今後、評価手法の策定やその結果の概要について開示することも検討してまいります。

【原則5-2】経営戦略や経営戦略の策定・公表

当社は、中期経営計画を策定しておりますが、公表しておりません。今後、中期経営計画等の公表を検討するとともに、目標達成に向けた具体的な施策をIR 活動を通じて説明するよう取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社における政策保有株式は、取引先との関係維持・安定的な経営などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものです。重要性の高い銘柄については、当該保有方針を継続的に検証することとしております。また、議決権行使につきましては、上記の政策保有の目的に照らして、適切に対応しております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社では、取締役が行う競業取引および利益相反取引について、取締役会でその取引の妥当性等を審議し、承認することとしております。また、役員に対しては「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、自身および近親者が代表となっている団体や過半数の議決権を有する団体等との取引について、その有無を把握しております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
経営理念を当社ホームページに掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役および監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、経営陣幹部の選任に当たっては、当社の事業に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、個々の職務遂行能力等を勘案し、選任しております。また、社外役員については、東京証券取引所の定める独立性の要件に従うとともに、当社関係業界に精通し、中立的・客観的な立場から当社経営陣に対する経営監視機能を有しているか等を勘案し、選任しております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。今後、役員選任議案の上程にあたっては

社内役員の選任理由の記載についても検討してまいります。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

取締役会は、法令・定款に規定する事項および取締役会規程に規定する事項を決議し、その他の業務執行に関する経営上の重要な事項については、職務分掌規程、組織および職務権限規程に基づき、その決定を委任しております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、社外取締役2名を選任し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。就任している社外取締役は、当社事業に対する十分な知識と経営または財務に関する深い見識を有しており、取締役会における重要な意思決定に際して当該知識・知見等に基づき、積極的に意見を述べております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は独立性基準を以下のとおり定め、社外役員がいずれの基準にも該当しない場合に独立性を有すると判断します。

- (1)当社を主要な仕入先(過去3年間において相手先連結売上高の2%以上)とする企業等の業務執行者
- (2)当社の主要な販売先(過去3年間において当社連結売上高の2%以上)とする企業等の業務執行者
- (3)当社から役員報酬以外に過去3年間において年間1,000万円以上の支払いを受けているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家
- (4)以下に掲げる者の配偶者、2親等内の親族もしくは同居の親族に該当する者
 - A (1)～(3)までに掲げる者
 - B 過去3年間において当社グループの業務執行者に該当していた者

【補充原則4-11-1】取締役全体としての考え方

現在、取締役は14名が就任しておりますが、当社の事業状態および運営状況に鑑み、経営力の向上に効率的かつ適正であると考えております。

当社の取締役の選任にあたっては、企業経営に関する豊富な経験と見識を有する者、担当事業分野に精通した者など、当社の取締役として最も適当な人物を取締役候補者として取締役会で決議し、株主総会での承認を経て就任しております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の他社兼任状況

当社の社外役員は他の会社の役員を兼務している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社取締役または監査役の業務に振り向けられるものと考えております。また、社内取締役および常勤監査役は、当社の子会社・関連会社以外の他の会社の役員は兼務しておらず、取締役または監査役の業務に専念できる体制となっております。

各取締役・監査役の重要な兼職について、株主総会招集通知、有価証券報告書等にて毎年開示しております。また、社外役員の取締役会への出席状況等についても株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【補充原則4-14-2】トレーニングの方針

当社では、全役員を対象に顧問弁護士による講習会を少なくとも年1回実施しております。また、取締役・監査役が自らの役割と責務を果たすべく、各役員の判断に必要な知識の習得を図るため、セミナー等へ参加しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社では、株主等との建設的な対話を重視しており、管理部をIR担当部署とするとともに、IR統括責任者として取締役管理部長を選任しております。取締役管理部長を中心に様々な機会を通じて株主との対話を持つよう努め、当社に対する理解の向上に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大陽日酸株式会社	2,668,912	5.90
小池商事株式会社	2,581,484	5.70
小池酸素工業取引先持株会	2,282,437	5.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,048,557	4.53
株式会社千葉銀行	1,993,991	4.41
三井住友信託銀行株式会社	1,742,000	3.85
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,603,988	3.55
株式会社東京都民銀行	1,526,059	3.37
株式会社常陽銀行	1,130,000	2.50
小池化学株式会社	1,059,276	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。
2. 大株主の状況には記載していませんが、当社は自己株式3,836,253株(8.48%)を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
羽田知所	他の会社の出身者													
小坂敏夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
羽田知所	○	——	羽田知所氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を有するとともに、当社関係業界に精通しております。また、当社の経営に対して客観的な立場から意見・助言を積極的に行っており、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しております。さらに、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
小坂敏夫	○	——	小坂敏夫氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を有するとともに、当社関係業界に精通しております。また、当社の経営に対して客観的な立場から意見・助言を積極的に行っており、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しております。さらに、当社との間には

		係がありますが、当社連結売上高に占める同社への売上高は0.02%と僅少であります。	経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しております。さらに、当社との間には特別の利害関係はなく、独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
佐藤 育夫	○	社外監査役の佐藤育夫氏は、2014年6月まで神鋼商事株式会社に顧問として在籍しておりました。当社と神鋼商事株式会社との間には、溶接材料等の仕入および販売の取引関係がありますが、当社連結売上高に占める同社への売上高は0.20%であり、また、当社の同社からの仕入高は同社の2016年3月期の連結売上高の0.09%と僅少であります。	佐藤育夫氏は、海外での豊富な経営経験の実績を有するとともに、当社関係業界に精通しております。また、当社の経営に対して客観的な立場から意見・助言を積極的に行っており、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しております。さらに、当社との間には特別の利害関係はなく、独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
中野 行雄	○	——	中野行雄氏は、海外での豊富な経営経験の実績を有するとともに、当社関係業界に精通しております。また、当社の経営に対して客観的な立場から意見・助言を積極的に行っており、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しております。さらに、当社との間には特別の利害関係はなく、独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立性基準を定めており、独立性を有すると判断した社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

取締役への業績連動報酬は、会社業績、配当、役位、本人の貢献度に応じた一定の基準により配分しております。また、役員持株会を設け、役員の自社株式購入を奨励しており、これらの施策によって、業績向上への貢献を促進しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

全取締役に対する報酬の総額を開示しております。平成27年度に支払った報酬等は次のとおりであります。

取締役 195百万円

--	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬額の算定につきましては、上限額(4億円以内)の範囲内で、役員ごとの基本報酬に所定の業績連動報酬を加えて算定しております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会、監査役会および各決算期における説明・報告の他、必要な場合は、随時事前説明・報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、その意思決定の妥当性・適正性を確保するため、当社取締役12名および社外取締役2名【男性14名／女性0名】(社外取締役2名は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。)で構成されており、毎月開催の定例取締役会、経営会議、必要に応じて開催される臨時取締役会で代表取締役の選解任、経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得および組織・人事に関する意思決定ならびに当社および関係会社の職務執行状況について報告を行っております。

監査役会は、取締役会の意思決定および取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するため、当社監査役および社外監査役3名【男性4名／女性0名】(社外監査役3名は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。)で構成されており、取締役会、その他重要な会議および年13回の定例監査役会に出席し、客観的な視点で取締役の職務執行の確認、当社および子会社の財政状態の調査、妥当性・適法性の監査を実施しております。また、内部監査規程に基づき、内部監査結果を監査役会に定期的に報告する体制および監査役会が必要に応じて内部監査室に調査・報告を要請できる体制を整えるとともに、常勤監査役が内部監査室と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。さらに、職務執行に関連して重要と判断する事項について会計監査人と協議しております。

当社は、東光監査法人と監査契約を締結しており、同法人が監査を実施しております。
なお、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 外山 卓夫
指定社員 業務執行社員 中川 治
指定社員 業務執行社員 勝 伸一郎

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制は、当社の事業形態および運営状況に鑑み、経営力の向上に効率的かつ適正であると考えております。

当社は、社外取締役2名および社外監査役を3名選任しております。社外取締役および社外監査役からは、月1回定期開催の取締役会などへの出席により、当社の経営に対し中立的・客観的な立場から助言をいただくことにより、経営の監視機能が十分に働く体制であると考えております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月29日開催の第93期定時株主総会の招集通知を法定発送日の3営業日前に発送しております。
その他	招集通知のカラー化、ユニバーサルデザインフォントの採用等、読みやすさの向上を図っております。また、発送前に当社ホームページにおいて招集通知を掲載しております。株主総会では、事業報告および計算書類等のビジュアル資料をスクリーンで放映し、視覚的に分かりやすい報告・説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は管理部となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「小池酸素工業グループ行動規範」を定め、当社およびグループ会社に関連するすべてのステークホルダーに対する基本的な考え方、具体的な行動指針を示しております。当社グループの役員および従業員は、企業倫理・法令遵守に関する共通認識を持って、企業活動において「小池酸素工業グループ行動規範」に基づき行動します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家および取引先の皆様への迅速かつ正確な情報提供を方針として、ホームページの更なる充実を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において以下のとおり基本方針を決定しております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア)コンプライアンス規程に基づき、管理部長を委員長とするコンプライアンス委員会を常設のうえ、その運用を図る。
 - (イ)取締役が法令・定款および当社の経営理念、基本方針を遵守した行動をとるための行動規範・倫理規程を定め、その徹底を図るためコンプライアンス委員会は取締役教育等を行う。
 - (ウ)内部監査室はコンプライアンス委員会と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。
 - (エ)内部通報規程に基づき、社内および社外に通報窓口を設置、通報事項はコンプライアンス委員会に報告される。
 - (オ)上記(ア)～(エ)の活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (ア)取締役会、経営会議等の議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を社内規程に従い保存・管理する。
 - (イ)取締役および監査役は文書管理規程により、上記(ア)の情報を常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア)当社およびグループ会社ごとにリスク対策に係る規程を制定し、必要に応じ研修、指導、配布等を行う。
 - (イ)新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
 - (ウ)内部監査室が当社およびグループ会社ごとのリスク管理の状況を監査し、取締役会および監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア)当社グループ全体の中期経営計画および毎期の利益計画、部門方針の策定により、当社およびグループ会社の各担当部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。
 - (イ)当社の各担当部門の取締役およびグループ会社の当社経営担当役員は中期経営計画および毎期の利益計画、部門方針の達成状況について、定期的に取り締役会に報告する。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア)コンプライアンス確保のための研修、指導の実施により使用人への周知、徹底を図る。
 - (イ)内部通報規程に基づき、社内および社外に通報窓口を設置、通報事項はコンプライアンス委員会に報告される。
6. 会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (ア)各グループ会社の当社経営担当役員は、コンプライアンス、リスク管理の体制を構築する権限と責任を有し、各グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
 - (イ)当社内部監査室は、関係会社管理規程および内部監査規程に基づき、当社およびグループ会社における内部監査を実施し、グループ業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - (ウ)監査役がグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人および内部監査室との緊密な連携体制を構築する。
 - (エ)当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、各グループ会社の当社経営担当役員、関係部署および担当事業所長を定め、関係会社管理規程に基づき管理を行い、グループ会社の経営成績、財務状況、その他重要な情報について、定期的な報告を受ける。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (ア)必要あるときは、内部監査室・管理部所属の職員を補助使用人とし、監査役の職務の補助業務を担当させる。また、監査役会の事務局業務も併せて担当させる。
 - (イ)監査役の職務の補助業務を担当する補助使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重するものとする。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人は次の重要事項を当社の監査役に報告する。
なお、報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。
 - (ア)当社および当社グループに著しい信用の低下・損害を及ぼすおそれのある事実
 - (イ)当社および当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要事項
 - (ウ)内部監査の実施状況
 - (エ)重大な法令・定款違反
 - (オ)その他上記(ア)～(エ)に準じる事項
 - (カ)上記(ア)～(オ)の報告をした者が当該事項を報告したことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁止する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (ア)監査役は取締役会等その他重要な会議に出席する。
 - (イ)監査役会は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
 - (ウ)監査役会は必要に応じて内部監査室、コンプライアンス委員会等に調査・報告等を要請する。
 - (エ)監査役の職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備体制
当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で臨み、警察および顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。また、「小池酸素工業グループ行動規範」にも明記して、当社グループ全体への周知に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記、1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備体制に記載の通りであります。

√その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

グループ会社におけるコーポレート・ガバナンスの充実に向け、体制を強化しております。
具体的方針として、リスク管理、コンプライアンス体制の整備を行い、子会社との連携強化を図っております。

当社は、会社情報の取扱責任者に常務取締役管理部長を任命し、正確かつ公平な会社情報の適時・適切な開示を行うこととしております。

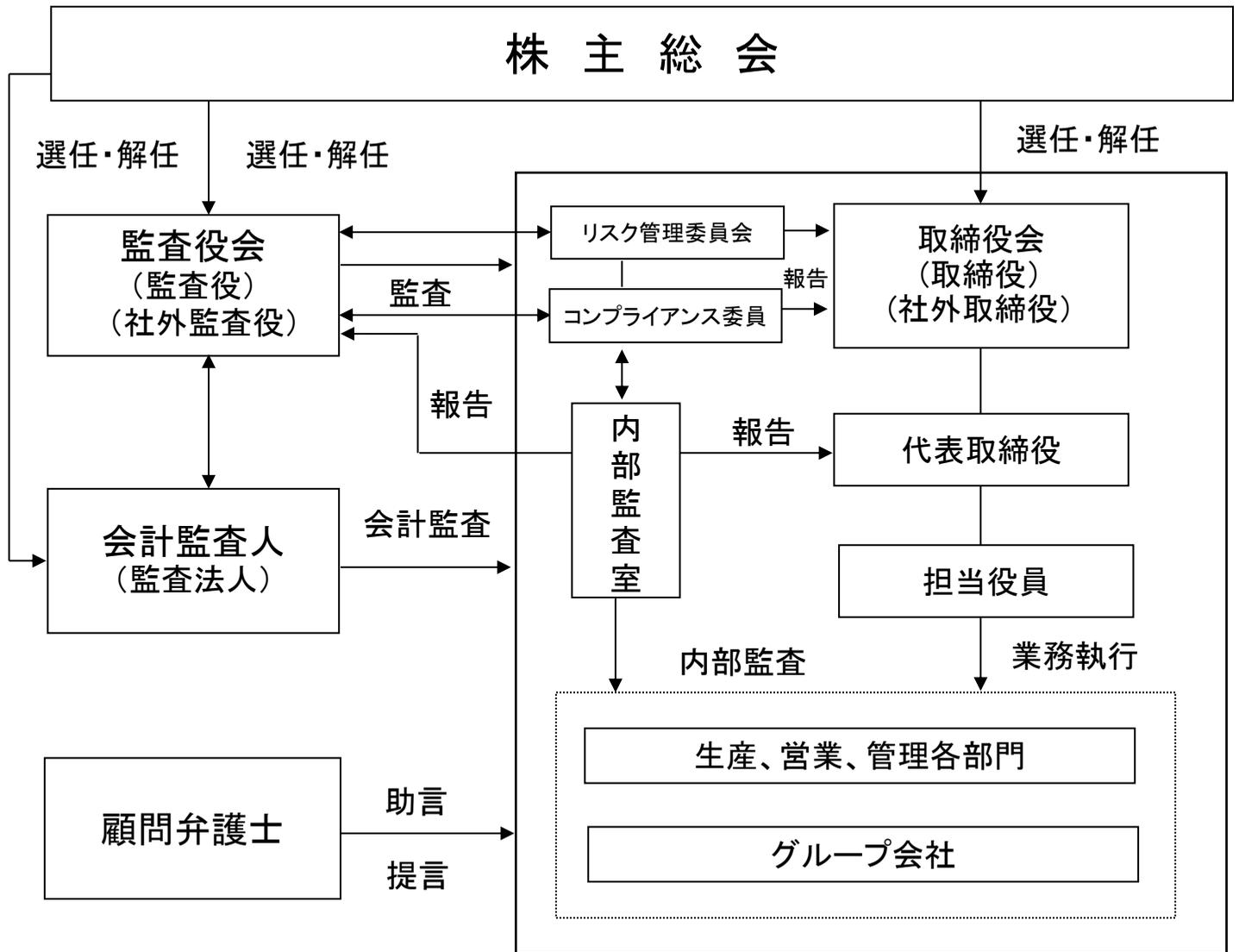
1. 当社の経営関連情報(決定事項、発生事項)は、各担当役員より取締役会に報告されます。なお、発生事項については、リスク対策に係る規程を制定しており、当該事実の発生後直ちに担当役員を通じて取締役会に報告される体制を構築しております。

2. 子会社の経営関連情報は、「関係会社管理規程」等の規程を制定しており、直ちに各担当役員を通じて取締役会に報告される体制を構築しております。

3. 重要な経営関連情報および財務情報(決算情報)については、原則として取締役会の承認をもって開示することとしております。

4. なお、緊急の場合には、代表取締役および情報取扱責任者である常務取締役管理部長の判断により迅速な情報開示を行うこととしております。

○コーポレート・ガバナンス体制



会社情報の適時開示に係る社内体制

